

議案第 103 号

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例

川崎市火災予防条例（昭和 48 年川崎市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 2 第 1 項中「自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 11 号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力 200 キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1 号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第 14 条の 2 第 1 項第 5 号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同

項第 6 号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第 10 号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第 11 号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第 12 号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第 15 号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第 17 号を第 18 号とし、第 16 号を第 17 号とし、第 15 号の次に次の 1 号を加える。

- (16) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第 14 条の 2 第 2 項ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同項に次の 2 号を加える。

- (1) 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
(2) 分離型のものにあつては、充電ポスト

第 26 条第 3 項を削り、同条第 4 項第 2 号中「（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとする。）」を「。ただし、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 33 条第 2 項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

- 4 第 2 項又は前項第 2 号本文に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第 7010 号又は日本産業規格 Z

８２１０に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第７００１号又は日本産業規格Ｚ８２１０に適合するものとしなければならない。

第２６条第５項中「前項第２号」を「第３項第２号」に改める。

別表第７を次のように改める。

別表第７ 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和５年１０月１日から施行する。ただし、第２６条第３項から第５項まで及び別表第７の改正規定並びに附則第３項及び第４項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備（改正後の条例（以下「新条例」という。）第１４条の２第１項に規定する急速充電設備をいう。）に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第２６条第３項第２号の規定の適用については、当分の間、同号ただし書中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成３０年法律第７８号）附則第３条第１項の規定により読み替えて適用する健康増進法第３３条第２項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。
- 4 附則第１項ただし書に規定する規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている図記号による標識（新条例第２６条第２項又は第３項第２号本文に規定する標識と併せて設けるものをいう。）のうち、同条第４項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例

による。

参考資料

制 定 要 旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限を設けないこととすること等のため、この条例を制定するものである。